

第 5 回 知 多 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

令 和 元 年 5 月 1 0 日

知 多 市 教 育 委 員 会

第 5 回 知 多 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	令和元年5月10日		
招 集 場 所	知多市役所2階教育委員会室		
開 会	午前9時30分		
閉 会	午前10時46分		
出 席 者	教育長	永 井 清 司	
	委員	石 井 久 子	
		吹 原 美 香	
		山 田 直 行	
		加 古 三津代	
出席した職員	学校教育課長	山 口 芳 徳	
	生涯学習課長	加 藤 泰 輔	
	生涯スポーツ課長	杉 江 大 典	
	指導主事	梶 内 勝 利	
		越 智 真 剛	
	事務局学校教育課	森 真 哉	
		濱 野 和 江	
傍 聴 者	なし		
議 題	議案第11号 令和元年度教育費補正予算(第1号)(案)について(協議)		
そ の 他	(1) 令和元年度知多市営プール開場期間及び開場時間の公告について(報告) (2) 令和元年度知多市営海浜プール開場期間の公告について(報告) (3) 平成30年度知多市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告書(案)について(報告) (4) 知多市勤労文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について(報告) (5) 知多市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について(報告) (6) 知多市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について(報告) (7) 知多市営プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について(報告) (8) 知多市学校屋外体育施設夜間照明設備使用料条例の一部改正について(報告) (9) 知多市歴史民俗博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について(報告) (10) 大知山グラウンドの開放に関する要綱の一部改正について(報告) (11) 知多市新図書館基本計画(案)のパブリックコメント意見・回答について(報告) (12) 平成31年4月準要保護者等の認定状況について(報告) (13) 教育委員会後援事業について(報告)		

- 1 開 会 出席者 5 人
第 5 回知多市教育委員会定例会を開会する。

- 2 前回会議録の承認について 第 4 回定例会会議録は、委員全員の賛成により承認された。
署名委員 加古委員、石井委員
第 5 回定例会会議録署名委員の指名
石井委員、吹原委員

- 3 教育長報告
別紙教育長報告により説明した。なお、概略は次のとおりである。
 - (1) 学校巡回
学校は、落ち着いた、よい雰囲気新学期をスタートしていました。
 - (2) 第 1 回尾張部都市教育長会議
小学校における英語の授業のコマの取り方については、モジュールにするのか 7 時限目を設けるのか、検討中であるという回答が多かったです。本市も確定はしておらず、校長会などで検討して、決めていきます。
学校の余裕教室の有効活用については、放課後児童クラブや放課後こども教室での利用がありますが、足りているところ、不足しているところ、いろいろありました。なお、本市では、津島市が、南粕谷小学校を視察する予定があります。
学校プールについては、各市とも施設が老朽化しており、民間のスポーツ施設や市の温水プールを利用するなど、今後の対応を検討していくということでした。
 - (3) 第 29 回東海北陸都市教育長協議会定期総会・研究大会（小松大会）
参加した分科会では、春日井市が、児童自立支援施設の愛知学園を引き継いで、30 年度に開校した尾東小・中学校についての報告がありました。勉強に対する積極的な児童生徒の姿勢が見られるなど、順調に進んでいるということでした。また、尾張の各学校から教員が集まっており、本市も八幡中学校の先生が行っています。
 - (4) ウォーキングデー
天気に恵まれましたが、東部地区において、急病人が 1 人出て、救急車で搬送しました。幸い、大事には至りませんでした。
 - (5) 知多市少年柔道教室大運動会
令和元年度になってからの最初の行事でした。開会式には、衆議院議員と県議員の出席がありました。
 - (6) 知多地方教育事務協議会幹事会
中小体育連盟と結核審査会の決算報告と予算案の説明がありました。
 - (7) 第 1 回知多教科用図書採択地区協議会
今年度は、小学校では全教科の教科用図書の採択が、中学校では特別の教科道徳を除く全教科の教科用図書の 1 年採択があります。
 - (8) 図書館報告会
文部科学大臣から、「中央図書館」は図書館の活動が優秀であるということで、また、「みずぐるま」は図書館での読み聞かせ活動を 35 年間してきたということで、表彰がありました。

- 4 議 題
 - (1) 議案第 11 号 令和元年度教育費補正予算（第 1 号）（案）について（協議）

(説明) 山口学校教育課長

議案第11号令和元年度教育費補正予算(第1号)(案)について、ご説明いたします。

これは、知多市議会6月定例会の議案として提出を予定しているもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求めるものです。別紙の令和元年度教育費補正予算(第1号)(案)をご覧ください。

歳入は、15款県支出金、3項県委託金、5目教育費県委託金、1節教育総務費県委託金、道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業委託金は、25万円の新規計上で、県教育委員会から委託を受け道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業として、新規に旭南中学校で事業を行うものでございます。

歳出は、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、指導主事給与費として、2節給料、3節職員手当、4節共済費の合計975万円を増額し、19節県派遣指導主事負担金を975万円減額するものです。これは、3人目の指導主事について、平成31年3月1日付けで県教育委員会から採用に関する同意の回答があり、市採用として取り扱うことによりその人件費について県への負担金ではなく、給与費として取り扱うことによる組み替えです。

3目学校教育総務費は、道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業として25万円の新規計上で、内訳は、8節報償費6万円、9節旅費9万9千円、11節需用費の消耗品費9万1千円です。旭南中学校が、県の道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業の研究推進校に選定され、県委託金を活用し「『特別の教科 道徳』を要とした道徳教育の充実—『考え、議論する道徳』の実現—」を研究テーマに、生徒の育成を目指す事業を行うものです。研究授業や公開授業、外部講師による指導などを行うもので、外部講師は、上智大学総合人間学部の澤田稔教授を予定しております。

2項小学校費、3目学校建設費、13節委託料は、旭南小学校エレベーター改修設計委託として200万円を新規計上するもので、来年度に、旭南小学校に肢体不自由児童の入学が予定されており、既設の荷物用エレベーターを乗用エレベーターに改修する必要があるため、改修設計委託を行うものです。

(質疑・意見)

加古委員

歳出における指導主事の人件費について、当初予算ではなく、6月議会で補正する理由を具体的に説明してください。

山口学校教育課長

当初予算では、前年度と同様の県派遣指導主事負担金での計上でしたが、これは、31年度は、市の負担率が3分の2から3分の3になるという前提で、負担金として計上しました。その後、3月1日付けで県教委から通知があり、市採用として取り扱う、一般に言うところの「買取り指導主事」になるということになりましたので、人件費として支出するために予算の組み替えをするものです。

加古委員

3月1日に方針が決定したということですか。

山口学校教育課長

はい、そうです。

(採決) 全員賛成、原案承認

5 その他

(1) 令和元年度知多市営プール開場期間及び開場時間の公告について(報告)

(説明) 杉江生涯スポーツ課長

令和元年度知多市営プール開場期間及び開場時間の公告について、説明いたします。

知多市営プールの設置及び管理に関する条例施行規則第2条第1項及び第2項の規定により、令和元年度の知多市営プールの開場期間及び開場時間を定めるもので、学校用開場期間が、令和元年6月1日から7月19日まで及び9月1日から9月30日まで、開場時間が、午前8時から午後5時まで、一般開場期間は、令和元年7月20日から8月31日まで、開場時間は、午前9時から午後4時までです。

以上です。

(質疑・意見) なし

(2) 令和元年度知多市営海浜プール開場期間の公告について (報告)

(説明) 杉江生涯スポーツ課長

令和元年度知多市営海浜プール開場期間の公告について、説明いたします。

知多市営海浜プールの設置及び管理に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、令和元年度の知多市営海浜プールの開場期間を定めるもので、令和元年7月6日、7日、13日、14日、15日及び7月20日から8月31日までです。

以上です。

(質疑・意見) なし

(3) 平成30年度知多市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告書(案)について (報告)

(説明) 山口学校教育課長

それでは、平成30年度知多市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告書(案)について、ご報告いたします。

この点検及び評価につきましては、前回の第4回定例会におきまして、ご報告させていただき、4月22日までに委員の皆様にご意見をお願いしたところでございますが、意見、質問などはございませんでした。前回の定例会以降に、事務局におきまして変更をさせていただいております箇所につきましては、ご説明をいたします。お手元の報告書案をご覧ください。対象箇所につきましては、アンダーラインを付けて表記しております。なお、改元に伴う変更箇所は説明を省略させていただきます。

13ページをお願いします。

中段の「今後の方針」の・の3つ目ですが、「主体的で深い学び」となっていたものを「主体的・対話的で深い学び」に変更しております。

16ページをお願いします。

「不登校児童生徒の割合」の表の右欄外ですが、不登校の説明で30日以上欠席の前に「年間」を加え、適切な表現に変えております。

次に、表の3つ目、「学校生活適応指導教室の通所・学校復帰実績」の表ですが、平成30年度の実績がまとまりましたので、それぞれ数値を記入しております。

19ページをお願いします。

上から・の3つ目ですが、日本語初期導教室「えがお」について、新たに記載しております。また、その下に日本語初期指導教室の様子を掲載いたしました。

次に、「成果と課題」のところですが、最後に日本語の勉強だけでなく七夕などの行事を行うことで、日本の文化についても理解を深めることができたことを加えております。また、「今後の方針」で、外国人児童生徒指導員を増員し、意思疎通をよりスムーズに行える

よう努めることを記載しました。

次に24ページをお願いします。

上から2行目と3行目ですが、普通教室に空調設備を設置することを加えております。

次に、一番下の「朝食を概ね毎日食べる児童生徒の割合」の表から、次のページの「給食を食べ残した割合」の表までですが、30年度数値の確定により数値を記入しています。

28ページをお願いします。

上段にあります「市民美術展開催状況」の表ですが、30年度の数値確定により、数値を記入しています。

30ページをお願いします。

「主な取組状況」の「スポーツ事業の参加者」の表中の、「スポーツ教室・出前講座」につきまして30年度実績を書き加えました。また、その下の・の3つ目ですが、トライアスロンの観戦者数を8,500人に変更しております。

さらにその下の、「学校開放施設利用」の表ですが、30年度の数値確定で数値を書き加えています。

33ページをお願いします。

「主な取組状況」の「総合型地域スポーツクラブの会員数」の表ですが、30年度の実績を書き加えております。

34ページをお願いします。

地域スポーツ事業の充実の「成果と課題」ですが、参加者が固定化傾向にあるものの、成果として、スポーツを通じた住民同士の交流の場となっていることを記しております。また、課題として、天候に伴う参加者の変動について記しております。

事務局からの訂正などの箇所は以上でございます。現時点で30年度の実績数値が確定していないため空欄となっている箇所につきましては、今後、確認ができましたら記入させていただきます。

また、委員の皆様からのご質問、ご意見につきましては、本定例会の他、後日でも受け付けさせていただきます。ご意見などを反映させたものを翌月の定例会に提出させていただきますが、今回のご意見の締め切りを5月17日とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから外部評価委員の方ですが、前回、吉川佳代さんと及川秀一さんを予定しているご報告いたしました。及川秀一さんに代わり片山義文さんをお願いしております。片山さんは、昨年度まで東部中学校長を務められ、現在は、金城学院大学人間科学部で学生たちの指導にあたられております。外部評価委員の第1回会議を5月下旬に開催する予定で日程調整をしております。そこでの変更点なども含めまして、次回の定例会に報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

(質疑・意見)

加古委員

2ページの「(2)主な審議及び報告内容」は、審議と報告は別のものですが、その区別が分かりにくいので、分けた記載にするとよいと思います。

13ページにICTの記述がありますが、3月の市議会定例会では、市長が、「教育委員会へは、ICT機器の導入方針の検討に合わせて、積極的な活用と指導方法の研究をお願いした。」と答弁しています。「今後の方針」において、このことに対する取組について、記述した方がよいと思います。なお、このことだけでなく、議会において、市長や教育長が答弁したことを「今後の方針」に反映しているかどうかを確認してください。

18ページは、前ページにおいて、「② 園児・児童、児童・生徒、教職員間の交流に取り組むとともに、幼保小中連携について家庭への啓発の充実に努めます。」とあり、その「成果と課題」では、有意義な交流が行われていることが分かりますが、課題として、「小中学校とも学校行事が多く、また、指導内容も道徳や外国語活動・英語などを中心に、密度が濃いものになり、教員の働き方改革を進める中で、交流の実施に必要な準備期間の確保が難しくなっています。」とあります。とても大切な視点であると思いますが、教員の働き方改革という大きな問題をこの小さな項目の中で記述することが適切かどうか、検討する必要があると思います。

19ページは、前ページの囲みの中に学校生活指導員の配置と国際理解教育の推進があり、そのことに関する記述があります。全く異なるということではありませんが、違う内容の記述が混在していると感じます。また、総合教育会議の議題の一つですが、日本語指導を必要とする児童生徒への支援に関する記述を充実する必要があると思います。ところで、④と⑤が、一緒になっていますが、生活指導員と「えがお」で指導する人は同じ人ですか。

越智指導主事

例えば、つつじが丘小学校では、生活指導員は、外国の子どもたちとも関わりますが、「えがお」の職員とは違う業務をしています。

加古委員

そういうことであれば、④と⑤は、分けた方がよいと思いますので、検討してください。

24ページの1行目、「令和元年度の校舎増築を行います」とありますが、「令和元年度に校舎増築を行います」とあると思います。

29ページの文化財保護の記述については、新たな事業を始めたということですが、特に、尾張万歳などの郷土の伝統芸能の保存・継承は、教育委員会としても積極的に取り組んで、充実していきたいと思います。

30ページのトライアスロンについては、「知多市は、開催しました」とありますが、知多市は、主催者である実行委員会の一員ということですか。また、他のメンバーはどこですか。

杉江生涯スポーツ課長

行政としては、知多市の他は、常滑市、半田市、愛知県で、中部国際空港株式会社、株式会社アスロニアの6団体です。

加古委員

35ページに「点検及び評価に関する検討経過」がありますが、今後のスケジュールとして、議案としての提出は、何月の定例会になりますか。

山口学校教育課長

7月末に外部評価委員からの意見を取りまとめて、8月の定例会において、議案として提出いたします。

加古委員

7月までの定例会では、報告事項として、検討していくということですね。

山口学校教育課長

はい、そうです。

ただいまご指摘いただきましたことは、これから検討して、次回の定例会にお示しさせていただきます。

(4) 知多市勤労文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について (報告)

(説明) 加藤生涯学習課長

それでは、知多市勤労文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

今回の改正は、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、施設及び附属設備の利用料金の額を改めるもので、知多市議会6月定例会の議案として提出を予定しているものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。

条例第12条で規定する利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定めるもので、新旧対照表の11ページまでにかけて示したものです。

現行の利用料金が、内税で料金表示されているため、現在の金額に、108分の110を乗じて得た金額を、1万円未満の場合は10円未満を切り捨て、1万円以上の場合は100円未満を切り捨て、というルールにより整理し、料金見直しを行うものでございます。以降、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う案件につきましては、同様の扱いとなりますので、よろしくお願いいたします。

この改正によりまして、右側「旧」の欄の下線で示した現行料金を、左側「新」の欄の下線で示した料金に改定しようとするもので、小額のものを除き、ほぼ、すべての利用料金が改定となり、その額としては、10円から700円までの増額になります。

12ページをお願いいたします。

附則といたしまして、第1項で、施行期日を令和元年10月1日とし、第2項で、経過措置として、施行日以後の許可に係る利用料金から適用し、施行日前の許可に係る利用料金については、従前の例によるものとしてございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

(質疑・意見) なし

(5) 知多市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について (報告)

(説明) 加藤生涯学習課長

それでは、知多市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

今回の改正は、前報告同様、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、施設及び附属設備の使用料の額を改めるものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。

使用料として、第11条第2項で別表として定める施設の使用料と同項第2号で定める附属設備の使用料につきまして、右側「旧」の欄の下線で示した現行料金を、左側「新」の欄の下線で示した料金に改定しようとするもので、ほぼ、すべての使用料が改定となります。その額といたしまして、10円から40円の増額になります。

裏面をお願いいたします。

附則といたしまして、第1項で、施行期日を令和元年10月1日とし、第2項で、経過措置として、施行日以後の許可に係る使用料から適用し、施行日前の許可に係る使用料については、従前の例によるものとしてございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

(質疑・意見) なし

(6) 知多市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について (報告)

(説明) 杉江生涯スポーツ課長

知多市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明いたします。

今回の改正は、前報告同様、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、施設及び附属設備の使用料の額を改めるものです。

新旧対象表をお願いします。

右側「旧」欄の下線で示した現行料金を、左側「新」欄の下線で示した料金に改定しようとするものです。

主な改正箇所は、専用利用する場合の利用区分ごとの使用料で、主競技場、卓球、剣道、柔道、弓道場、会議室及び備考5の主競技場の冷暖房設備を利用する場合の使用料の額を改正するもので、その額としては、20円から300円の増額になります。

4ページをお願いします。

附則としまして、第1項で、施行期日は、令和元年10月1日から施行とし、第2項で経過措置を規定するもので、施行日以後の許可に係る使用料から適用し、施行日前の許可に係る使用料については、従前の例によるものです。

説明は、以上でございます。

(質疑・意見) なし

(7) 知多市営プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について (報告)

(説明) 杉江生涯スポーツ課長

知多市営プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明いたします。

今回の改正は、前報告同様、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、施設の使用料の額を改めるものです。

新旧対象表をお願いします。

専用利用1回の金額を改めるもので、110円の増額になります。

裏面をお願いします。

附則としまして、第1項で、施行期日は、令和元年10月1日から施行とし、第2項で、経過措置を規定するもので、施行日以後の許可に係る使用料から適用し、施行日前の許可に係る使用料については、従前の例によるものです。

説明は、以上でございます。

(質疑・意見) なし

(8) 知多市学校屋外体育施設夜間照明設備使用料条例の一部改正について (報告)

(説明) 杉江生涯スポーツ課長

知多市学校屋外体育施設夜間照明設備使用料条例の一部改正について、説明いたします。

今回の改正は、前報告同様、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、夜間照明設備の使用料の額を改めるものです。

新旧対象表をお願いします。

1時間の額及び30分ごとの加算額を改めるもので、40円と20円の増額になります。

附則としまして、第1項で、施行期日は、令和元年10月1日から施行とし、第2項で、経過措置を規定するもので、施行日以後の許可に係る使用料から適用し、施行日前の許可に係る使用料については、従前の例によるものです。

説明は、以上でございます。

(質疑・意見) なし

(9) 知多市歴史民俗博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について (報告)

(説明) 加藤生涯学習課長

それでは、知多市歴史民俗博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

今回の改正は、前報告同様、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、観覧料の上限及び施設の使用料の額を改めるものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。

条例第5条の規定により別表第1で定める観覧料及び条例第7条第4項の規定により別表第2で定める施設の使用料につきまして、右側「旧」の欄の下線で示した現行料金を、左側「新」の欄の下線で示した料金に改定しようとするものでございます。

附則としまして、第1項で、施行期日を令和元年10月1日とし、第2項及び第3項で、経過措置を規定するもので、施行日以後の許可に係る観覧料又は使用料から適用し、施行日前の許可に係る観覧料又は使用料については、従前の例によるものとするものでございます。

説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

(質疑・意見) なし

(10) 大知山グラウンドの開放に関する要綱の一部改正について (報告)

(説明) 杉江生涯スポーツ課長

大知山グラウンドの開放に関する要綱の一部改正について、説明いたします。

今回の改正は、前報告の学校屋外体育施設夜間照明設備使用料の改定に伴い、同様に額を改めるものです。

新旧対象表の1時間の額及び30分ごとの加算額、附則につきましても学校屋外体育施設夜間照明設備使用料に準じて改定しています。

説明は、以上でございます。

(質疑・意見) なし

(11) 知多市新図書館基本計画 (案) のパブリックコメント意見・回答について (報告)

(説明) 加藤生涯学習課長

それでは、知多市新図書館基本計画 (案) のパブリックコメントの意見・回答について、ご報告いたします。

本日配付しました資料をご覧ください。

まず、パブリックコメントの実施期間といたしましては、平成31年3月27日水曜日から4月25日木曜日までの30日間、実施いたしました。

意見提出件数は、7名の方から合計21件のご意見がございました。内訳といたしましては、立地や駐車場関連など全般に関するご意見が8件、中央図書館の現状と課題に関するご意見が2件、市民アンケートなど市民の動向に関するご意見が2件、新図書館の基本方針に関するご意見が2件、新図書館のサービス計画に関するご意見が6件、新図書館の施設計画に関するご意見が1件となっています。

主な意見の内容は、立地、駐車場、交通アクセス、新図書館の面積、飲食スペース、電源及びネット環境、諸室等についてでございました。なお、同様の内容の意見がございましたので、21件ございましたが、20項目に分類して、「市の考え方」を公表してまいりたいと考えております。

「市の考え方」として、参考とするものは、⑦、⑮、⑰、⑲の4件で、今後の検討とするものは、①、⑤、⑥、⑧、⑩、⑱の6件で、その他が11件であり、基本的に修正するものはないものと考えております。なお、「意見概要」と「市の考え方」につきましては、

別紙のとおりでございます。

今後の予定としましては、幹部会議などでの審議を経まして、6月の定例議会における福祉文教委員会及び全員協議会で報告をすることとしておりますので、よろしくお願いたします。

説明は、以上でございます。どうぞ、よろしくお願いたします。

(質疑・意見)

加古委員

この報告は、本日の資料配付でしたので、資料の「パブリックコメント提出意見」と「市の考え方」について、説明してください。

加藤生涯学習課長

資料により、「意見概要」と「市の考え方」を説明した。

加古委員

「今後の検討とするもの」で、事業者に提示するとき参考にするという項目はありますか。

加藤生涯学習課長

今回の提出意見は、5月下旬の幹部会議において報告します。計画は、7月にはできあがりますので、事業者に提示するときには、これらを反映したものとなっています。

加古委員

それでは、今回の意見については、計画に反映するものはないということですか。

加藤生涯学習課長

はい、そのように理解しています。

加古委員

5ページの18番の「意見概要」は、子どもを横に座らせて、絵本を選ぶことができたらいいということですが、「市の考え方」にある「託児機能等の導入の検討」ということは、提出者が期待していることとは違いますので、記載してある「市の考え方」を見直す必要があると思います。

(12) 平成31年4月準要保護者等の認定状況について(報告)

(説明) 山口学校教育課長

平成31年4月準要保護者等の認定状況について、ご報告いたします。

お手元の資料をご覧ください。

平成31年度当初の準要保護は、小学校で358人、中学校で195人を認定し、合計で553人です。

また、認定児童生徒の理由別内訳は、生活保護が停止または廃止されたものが2人、市町村民税の非課税または減免を受けているものが12人、国民年金の掛金の減免などを受けているものが12人、児童扶養手当の支給を受けているものが319人、保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められるものが208人で、合計553人です。

次に、要保護は、小学校で16人、中学校で15人を認定し、合計で31人です。

なお、特別支援教育の児童生徒の決定は、現在申請を取りまとめ中です。

就学援助認定者数の前年度との比較は、4月末で、小中学校合わせて、要保護は、15人減の31人、準要保護は、同人数の553人です。

(質疑・意見) なし

(13) 教育委員会後援事業について(報告)

(説明) 山口学校教育課長

教育委員会後援事業について、ご報告いたします。

お手元の資料、知多市教育委員会後援事業をご覧ください。

前回の定例会から今回までに、知多市教育委員会後援に関する取扱要綱第3条の規定に基づき、教育長の決定により、項番1の「第46回名古屋地区少年柔道大会」から、項番9の「つつじが丘地区①運動会②盆踊り大会③秋祭り④文化祭」までの事業について、後援を承諾しましたので、ご報告いたします。

(質疑・意見) なし

6 自由討議

(1) 6月の行事等予定表について

山口学校教育課長

6月の行事等予定表の事項を説明した。

7 閉 会 午前10時46分 第5回定例会を閉会

次回は、6月14日(金)午前9時30分から第6回定例会を予定。

知多市教育委員会会議規則(昭和45年教委規則第2号)第14条の規定により、ここに署名押印する。

令和元年5月10日

(教 育 長) _____

(委 員) _____

(委 員) _____

(教育部長) _____